

小規模事業者向け 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

小規模事業者持続化補助金の申請にあたっての留意点

(1)申請の対象となる小規模事業者とは以下の要件にあてはまる法人及び個人事業主をいいます。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※医師・歯科医師・組合・NPO法人・一般社団法人・農事組合法人・任意団体等は補助対象者になりません。

(2)補助金概要

小規模事業者等が商工会の支援を受けながら、自ら作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

(3)補助金額

(1)補助率、補助上限額等は以下のとおり

いずれか1つの枠のみ申請が可能です。

類型	通常枠	賃金引上げ枠*	卒業枠*	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は 3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス 特例	50万円* ※インボイス特例の要件(P.11 参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				
追加申請 要件	—	下記①を参照	下記②を参照	下記③を参照	下記④を参照

※ 補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。

※ 追加申請要件についてはお問い合わせください。

(4)補助金募集期間

第15回受付締切：2024年3月14日(木)

※ 申請ご希望の方は2月29日(木)までにご相談ください。それ以降のご相談はご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。